

弁理士

2019年版 弁理士試験 体系別短答過去問 【 TPP 改正対応 】 訂正表 著作権法

※各問題番号に書籍の該当ページを付記しています。

※文字色（黒又は青）を問わず、下線部が訂正箇所です。

※訂正が解説文のみである場合も、問題文と解説文を掲載しています。



H26-51 (P. 237)

著作者人格権

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 高校生の描いた絵画が、本人の許諾を受けて当該高校の文化祭で展示された。その絵画が掲載された当該高校のパンフレットを校外に配布する行為は、公表権の侵害となる。
- 2 短編小説が、作家の筆名を付して出版された。その作家の実名が周知になったとしても、その実名を付して当該小説を雑誌に掲載する行為は、氏名表示権の侵害となる。
- 3 文化財として保護されている建築の著作物を改築することは、それが実用のために必要な改築であっても、同一性保持権の侵害となる。
- 4 著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であっても、その利用が著作物の改変を伴わない場合には、著作者人格権の侵害とみなされることはない。
- 5 著作者の死亡後は、著作権者の同意を得れば、未公表の著作物を公表することができる。

H26-51 (P. 238)

正答率 60.0%

正解 2

最も適切なもの→○、そうでないもの→×

- 1 × 著 18 条 1 項、著 4 条 1 項

著作者は、その「著作物でまだ公表されていないもの」を公衆に提供等する権利を有する (著 18 条 1 項)。また、**著作物は、展示権 (著 25 条) 等を有する者の許諾を得た者によって展示等の方法で公衆に提示された場合において、公表されたものとされる** (著 4 条 1 項)。ここで、本枝における絵画は、本人の許諾を受けて高校の文化祭で展示されているので、公表されたものとされる。したがって、その絵画が掲載された当該高校のパンフレットを校外に配布する行為は、公表権の侵害とならない。よって、本枝は適切ではない。

- 2 ○ 著 19 条 1 項、茶園著作 P. 90 参照

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供等に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は表示しないこととする権利を有する (著 19 条 1 項)。すなわち、**著作者には、著作物の公衆への提供等に際し、表示されるべき著作者名について、実名を表示するか、変名を表示するか、又はそもそも著作者名を表示しないかを選択する権利が与えられており、例えば著作者の実名を表示したとしても、著作者がペンネームによる公表を望んでいた場合には、実名は著作者の選択した著作者名ではないため、氏名表示権を侵害するものとなる** (茶園著作 P. 90 参照)。したがって、本枝において、その周知となった作家の実名を付して当該小説を雑誌に掲載する行為は、氏名表示権の侵害となる。よって、本枝は最も適切なものである。

- 3 × 著 20 条 2 項 2 号

建築物の増築、「改築」、修繕又は模様替えによる改変については、同一性保持権 (著 20 条 1 項) の規定は適用されない (同条 2 項 2 号)。すなわち、**経済的・実用的な見地から効用の増大を図る結果としての改変は許される** (高林著作 P. 235)。したがって、文化財として保護されている建築の著作物を改築することは、同一性保持権の侵害とならない。よって、本枝は適切ではない。

- 4 × 著 113 条 7 項、中山著作 P. 520

著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされる (著 113 条 7 項)。ここで、**名誉又は声望とは、単なる主観的な名譽感情ではなく、客観的な名譽・声望、すなわち、社会的な評価を指し、同項はその低下をもたらし行為を対象としている** (中山著作 P. 520)。したがって、著作者の社会的な評価を低下させるような著作物の利用であれば、その利用が著作物の改変を伴わない場合であっても、著作者人格権の侵害とみなされることがある。よって、本枝は適切ではない。

- 5 × 著 18 条 1 項、著 59 条、著 60 条

著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供等する権利を有する (著 18 条 1 項)。また、著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができないため (著 59 条)、**著作者の死亡後に、その著作物の著作権者が著作者人格権を有することはない。さらに、著作物を公衆に提供等する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存するとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない** (著 60 条)。したがって、著作者の死亡後に、著作権者の同意を得ても、未公表の著作物を公表することができるわけではない。よって、本枝は適切ではない。

H24-36 (P. 243)

著作者人格権

著作者人格権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 放送局の従業員であるディレクターは、その放送局のテレビ番組を演出した場合、勤務規則の定めに従って、その番組の著作者人格権を取得することがある。
- 2 ある思想を賛美する内容の小説を執筆した小説家は、その小説の著作権を既に第三者に譲渡していた場合には、当該思想を否定する考えに変わったとしても、出版権の消滅を求めることはできない。
- 3 学術論文を痛烈に批判したからといって、著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用になるわけではない。
- 4 小説を小学校の教科書に掲載する際に、難解な漢字をひらがな表記に変更する行為は、学校教育の目的上やむを得ないとしても、作家の心情を害する結果となる以上、同一性保持権の侵害となる。
- 5 著作物の改変に関する著作者の同意は、必ずしも明示的なものである必要はない。

H24-36 (P. 244)

正答率 72.0%

正解 4

最も不適切なもの→×、そうでないもの→○

- 1 ○ 著 15 条 1 項、著 17 条 1 項

著作者は、著作者人格権を享有する(著 17 条 1 項)。また、**勤務規則その他に別段の定めがある場合は、職務著作に該当しないので、法人等は著作者とならない**(著 15 条 1 項)。本枝において、放送局の従業員であるディレクターは、職務上テレビ番組を演出しているが、勤務規則に別段の定めがある場合には、その番組の著作者となる。したがって、当該ディレクターは、その番組の著作者人格権を取得することがある。よって、本枝は不適切ではない。

- 2 ○ 著 84 条 3 項、著作コンメンタール 2P. 1014 参照

「複製権等保有者である著作者」は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その著作物の出版行為等を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる(著 84 条 3 項)。すなわち、**複製権等が譲渡等によって移転され、複製権等保有者が著作者以外の者である場合には、著作者は、同項を援用することは認められないと解される**(著作コンメンタール 2P. 1014 参照)。したがって、本枝において、著作者である小説家は、その小説の著作権を既に第三者に譲渡していた場合には、出版権の消滅を求めることはできない。よって、本枝は不適切ではない。

- 3 ○ 著 113 条 **7 項**、作花 P. 242 参照

批評のために他人の著作物を引用することは、批評の仕方により、著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用(著 113 条 **7 項**)に該当する場合もあり得るが、**批評の全てが同項の規定に該当するわけではない**(作花 P. 242 参照)。したがって、学術論文を痛烈に批判したからといって、著作者の名誉又は声望を害する方法による著作物の利用になるわけではない。よって、本枝は不適切ではない。

- 4 × 著 20 条 2 項 1 号 改正

公表された著作物を教科用図書に掲載する場合(著 33 条 1 項)等における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるものについては、同一性保持権(著 20 条 1 項)の規定は適用されない(同条 2 項 1 号)。また、この場合において、**作家の心情を害する結果になるときの例外もない**。したがって、本枝の行為は、同一性保持権の侵害とはならない。よって、本枝は最も不適切なものである。

- 5 ○ 作花 P. 230 参照

著作物の改変(著 20 条 1 項)に対する同意は著作者の明示的な意思表示がなされることが原則であるが、黙示の意思表示により認められる場合もある(作花 P. 230 参照)。したがって、著作物の改変に関する著作者の同意は、必ずしも明示的なものである必要はない。よって、本枝は不適切ではない。

H29-著不3 (P. 259)
著作権

著作権及び出版権について、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 匿名で小説を出版した小説家が、その出版後 70 年を経過した後に、本名を著作者名として出版した場合、その小説の著作権は、著作者の死後 70 年間存続する。
- 2 会社の従業員が職務上作成したプログラムであって、会社によって秘密管理され、その作成後 70 年間公表されなかったものの著作権の存続期間は、作成後 70 年である。
- 3 相続人のいない個人の著作権者が死亡した場合、その著作権は国庫に帰属する。
- 4 出版社が小説家から小説の複製について出版権の設定を受けた場合、出版社は、小説家の承諾を得ることなく、他の出版社に当該小説の複製について許諾を与えることができる。
- 5 著作権者から著作物の利用の許諾を受けた者は誰でも、その許諾の範囲内において、違法に著作物を利用する者に対して利用行為の差止めを請求することができる。

H29-著不3 (P. 260)
正答率 57.0%
正解 2

最も適切なもの→○、そうでないもの→×

- 1 × 著 52 条 1 項本文・2 項 3 号
無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 70 年を経過するまでの間、存続する (著 52 条 1 項本文)。ここで、著作者が「その著作物の公表後 70 年を経過する前に」その実名等を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、同項の規定は適用されず (同条 2 項 3 号)、著作権は、著作者の死後 70 年を経過するまでの間、存続する (著 51 条 2 項)。しかし、本枝の場合、**「出版後 70 年を経過した後に」、本名を著作者名として出版しているの、著 52 条 2 項 3 号の規定に該当しない**。したがって、その小説の著作権は、著作者の死後 70 年間存続するわけではない。よって、本枝は適切ではない。
TPP 協定に関連する法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。
- 2 ○ 著 53 条 1 項かっこ書
法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物その創作後 70 年以内に公表されなかったときは、その創作後 70 年を経過するまでの間、存続する (著 53 条 1 項かっこ書)。したがって、会社の従業員が職務上作成したプログラムであって、会社によって秘密管理され、その作成後 70 年間公表されなかったものの著作権の存続期間は、作成後 70 年である。よって、本枝は最も適切なものである。
TPP 協定に関連する法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。
- 3 × 著 62 条 1 項 1 号
著作権は、著作権者が死亡した場合において、相続人の不存在によりその著作権が民 959 条の規定により国庫に帰属すべきこととなるときは、消滅する (著 62 条 1 項 1 号、茶園著作 P. 148 参照)。したがって、相続人のいない個人の著作権者が死亡した場合、その著作権は国庫に帰属するわけではない。よって、本枝は適切ではない。
- 4 × 著 80 条 3 項
出版権者は、「複製権等保有者の承諾を得た場合に限り」、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製等を許諾することができる (著 80 条 3 項)。したがって、本枝において、出版社は、複製権等保有者である小説家の承諾を得ることなく、他の出版社に当該小説の複製について許諾を与えることはできない。よって、本枝は適切ではない。
- 5 × 著 112 条 1 項、著作要説 P. 354 参照
「著作者、著作権者、出版権者、実演家又は著作隣接権者」は、その著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者等に対し、差止めを請求することができる (著 112 条 1 項)。すなわち、**著作物の利用許諾を受けたにすぎない者は、固有の立場で差止請求をすることはできない** (著作要説 P. 354 参照)。したがって、著作権者から著作物の利用の許諾を受けた者は誰でも、その許諾の範囲内において、違法に著作物を利用する者に対して利用行為の差止めを請求することができるわけではない。よって、本枝は適切ではない。

H26-9 (P. 271)

著作権

著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 音楽 CD に施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。
- 2 海賊版であることを知らずに映画の DVD を仕入れた小売業者は、その DVD が海賊版であることを知った後も、当該映画の著作権者の許諾なしにその DVD を販売することができる。
- 3 アマチュアのストリート・ミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要がある。
- 4 放送局が、オリンピック大会の競技結果をニュース番組で報道する場合、そのオリンピック大会の公認テーマ曲を当該番組の冒頭で流す行為について、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要はない。
- 5 映画の著作物の著作権の存続期間が満了した後であっても、その映画をテレビ放送する放送局は、その映画の原作小説の著作権者の許諾を得る必要がある。

H26-9 (P. 272)

正答率 26.8%

正解 1

最も適切なもの→○、そうでないもの→×

- 1 ○ 著 113 条 **4 項** 2 号、著 120 条の 2 第 3 号
「営利を目的として」、権利管理情報を故意に除去等する行為 (著 113 条 **4 項** 2 号) **は、刑事罰の対象となる** (著 120 条の 2 第 3 号)。したがって、音楽 CD に施された権利管理情報を除去する行為は、営利目的がなければ、刑事罰の対象とならない。よって、本枝は最も適切なものである。
- 2 × 著 113 条 1 項 2 号、小倉・金井 P. 1500~1501 参照
 著作権等を侵害する行為によって作成された物を、「情を知って」、頒布等する行為は、著作権等を侵害する行為とみなされる (著 113 条 1 項 2 号)。ここで、**「情を知って」の基準時は、入手の時点ではなく、頒布等の行為時である。そのため、侵害物を入手した時点では情を知っていなくても、その後に情を知れば、以降の頒布等には本号が適用される** (小倉・金井 P. 1500~1501 参照)。したがって、海賊版であることを知らずに映画の DVD を仕入れた小売業者は、その DVD が海賊版であることを知った後は、当該映画の著作権者の許諾なしにその DVD を販売することができない。よって、本枝は適切ではない。
- 3 × 著 38 条 1 項
公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆から料金を受けない場合には、公に演奏することができる (著 38 条 1 項)。したがって、アマチュアのストリート・ミュージシャンが、多くの通行人を聴衆として、対価を受けることなく、駅前で音楽を演奏する場合、その音楽の著作権者の許諾を得る必要はない。よって、本枝は適切ではない。
- 4 × 著 41 条、小倉・金井 P. 723 参照
 放送によって時事の事件を報道する場合には、当該事件の過程において見られ、又は聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、当該事件の報道に伴って利用することができる (著 41 条)。ここで、**「当該事件の過程において見られ、又は聞かれる著作物」とは、スポーツ大会等を報道するときにその場で流れる音楽等、報道する際に見たり聴いたりすることが避けられない著作物をいうが** (小倉・金井 P. 723 参照)、**ニュース番組の冒頭で流すオリンピック大会の公認テーマ曲は、そのような著作物とはいえない**。したがって、放送局は、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要がある。よって、本枝は適切ではない。
- 5 × 著 54 条 2 項
映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅する (著 54 条 2 項)。したがって、映画の著作物の著作権の存続期間が満了した後は、その映画をテレビ放送する放送局は、その映画の原作小説の著作権者の許諾を得る必要はない。よって、本枝は適切ではない。

H27-3 (P. 293)

著作隣接権

著作隣接権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、レコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して **70** 年を経過した時をもって満了する。
- 2 テレビで放送された歌手の歌唱シーンを、販売のため写真に撮影する行為は、放送事業者の複製権の侵害となる。
- 3 著作隣接権は、その一部を譲渡することができる。
- 4 ある歌手のものまねをした歌唱を音楽 CD に録音する行為は、当該歌手が実演家として有する録音権を侵害する。
- 5 テレビ番組でアマチュアとして手品を見せる出演者は、実演家としての著作隣接権を有する。

H27-3 (P. 294)

正答率 60.0%

正解 4

最も不適切なもの→×、そうでないもの→○

- 1 ○ 著 101 条 2 項 2 号
著作隣接権の存続期間は、**レコードに関しては、原則として、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年を経過した時をもって満了する** (著 101 条 2 項 2 号)。よって、本枝は不適切ではない。
TPP 協定に関連する法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。
- 2 ○ 著 98 条
放送事業者は、その放送等を受信して、その放送に係る映像等を写真等により複製する権利を専有する (著 98 条)。したがって、テレビで放送された歌手の歌唱シーンを、販売のため写真に撮影する行為は、放送事業者の複製権の侵害となる。よって、本枝は不適切ではない。
- 3 ○ 著 61 条 1 項 準用
著作隣接権は、その全部又は一部を譲渡することができる (著 103 条で準用する著 61 条 1 項)。よって、本枝は不適切ではない。
チェック 実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができない (著 101 条の 2)。
- 4 × 著 91 条 1 項、中山著作 P. 547~548
実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する (著 91 条 1 項)。ここで、**この権利は実演家の実演そのものを録音・録画する権利であるから、例えばある歌手の物真似は録音・録画に該当せず、実演家の隣接権侵害にはならない** (中山著作 P. 547~548)。したがって、ある歌手のものまねをした歌唱を音楽 CD に録音する行為は、当該歌手が実演家として有する録音権を侵害しない。よって、本枝は最も不適切なものである。
- 5 ○ 著 2 条 1 項 3 号 かつ 書・4 号、著作入門 P. 208 参照
実演家とは、俳優等の「実演」を行う者等をいう (著 2 条 1 項 4 号)。ここで、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものも「実演」に含まれることから (同条 3 号 かつ 書)、**手品等も著作隣接権の対象となる**。また、**プロの実演かアマの実演かによって、保護に差が生じることもない** (著作入門 P. 208 参照)。したがって、テレビ番組でアマチュアとして手品を見せる出演者は、実演家としての著作隣接権を有する (著 89 条 1 項)。よって、本枝は不適切ではない。

H28-著不 2 (P. 309)
著作権法全般

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 陶芸家甲が創作した美術工芸品である絵皿を、写真家乙がレンズの選択やシャッター速度等に工夫を凝らして写真に撮影した。出版社丙が、その写真をカレンダーに利用する場合、甲と乙の両者から許諾を得る必要がある。
- 2 出版社甲が、版画家乙の版画作品から 30 点を選択し、独自の観点から配列した版画集を創作した。印刷会社丙が、この版画集の中から、1 点を選んでポスターを作成する場合、乙のみから許諾を得ることで足りる。
- 3 画家甲と画家乙が共同で絵画を創作し、甲の死亡から 71 年が経過した。乙も甲の相続人丙も共に存命中の場合、出版社丁が、その絵画を画集に掲載するときは、乙のみから許諾を得ることで足りる。
- 4 詩人甲の創作した詩が、書体デザイナー乙が独自に作成した印刷用書体を用いて雑誌に掲載された。この詩を、同じ印刷用書体を用いて出版社丙が書籍に掲載する場合、甲のみから許諾を得ることで足りる。
- 5 作曲家甲が創作した楽曲 A を、編曲家乙が甲に無断で編曲して楽曲 B を創作した。オーケストラ丙が B をコンサートで演奏する場合、甲だけでなく乙の許諾を得なければならない。

H28-著不 2 (P. 310)
正答率 43.0%
正解 3

最も不適切なもの→×、そうでないもの→○

- 1 ○ 著 2 条 1 項 11 号・2 項、著 28 条、茶園著作 P. 44・P. 49 参照、中山著作 P. 113 参照
本枝において、美術工芸品である絵皿は、美術の著作物 (著 10 条 1 項 4 号) となり (著 2 条 2 項)、レンズの選択やシャッター速度等に工夫を凝らして撮影した写真は、写真の著作物 (著 10 条 1 項 8 号) となる (茶園著作 P. 44 参照)。また、被写体である絵皿が美術の著作物であるため、写真はその絵皿の二次的著作物となる (著 2 条 1 項 11 号、中山著作 P. 113 参照)。そして、**二次的著作物を利用しようとする場合は、その著作者と、原著物の著作者の両方から許諾を得ることが必要となり得る** (著 28 条、茶園著作 P. 49 参照)。したがって、出版社丙が、その写真をカレンダーに利用する場合、原著物の著作者甲と二次的著作物の著作者乙の両者から許諾を得る必要がある。よって、本枝は不適切ではない。
- 2 ○ 著 12 条 1 項・2 項、茶園著作 P. 52 参照
本枝において、版画家乙の版画作品から 30 点を選択し、独自の観点から配列して創作した版画集は、編集著作物となる (著 12 条 1 項)。ここで、編集著作物として認められても、編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない (同条 2 項)。すなわち、**編集著作物のうち個々の素材だけを利用する場合には、その素材の著作者の許諾だけをればよい** (茶園著作 P. 52 参照)。したがって、印刷会社丙が、この版画集の中から、1 点を選んでポスターを作成する場合、版画家乙のみから許諾を得ることで足りる。よって、本枝は不適切ではない。
- 3 × 著 51 条 2 項かつこ書、渋谷著作 P. 88 参照
共同著作物の著作権は、原則として、最終に死亡した著作者の死後 70 年を経過するまでの間、存続する (著 51 条 2 項かつこ書)。すなわち、**先に死亡した共同著作物の相続人も、同一の期間、著作権の保護を受けることができる** (渋谷著作 P. 88 参照)。本枝の場合、画家甲の死亡から 71 年が経過しているが、画家乙も甲の相続人丙も共に存命中のため、乙及び丙の著作権は存続している。したがって、出版社丁が、その絵画を画集に掲載するときは、乙のみから許諾を得ることで足りない。よって、本枝は最も不適切なものである。
TPP 協定に関連する法改正に対応させるため、問題文を一部修正した。
- 4 ○ 最判 H12. 9. 7 「ゴナ書体事件」参照、著作入門 P. 47～48 参照
通常の印刷用書体でも著作物として保護されるとなると、言語の著作物を利用する者は、言語の著作物に加えて、印刷用書体についても権利処理を行わなければならない。言語の著作物の円滑な流通を妨げる結果となること等から、**通常の印刷用書体については、著作物としての保護を否定している** (最判 H12. 9. 7 「ゴナ書体事件」参照、著作入門 P. 47～48 参照)。そのため、本枝において、書体デザイナー乙が独自に作成した印刷用書体は、著作物として保護されない。したがって、詩人甲の創作した詩を、同じ印刷用書体を用いて出版社丙が書籍に掲載する場合、甲のみから許諾を得ることで足りる。よって、本枝は不適切ではない。
- 5 ○ 著 28 条、茶園著作 P. 49 参照、作花 P. 104 参照
原著物の権利者に無許諾で翻案等して創作した二次的著作物であっても、翻案権等の侵害の問題はあるが、その二次的著作物は保護の対象となる (作花 P. 104 参照)。また、**二次的著作物を利用しようとする場合は、その著作者と、原著物の著作者の両方から許諾を得ることが必要となり得る** (著 28 条、茶園著作 P. 49 参照)。したがって、本枝において、オーケストラ丙が楽曲 B をコンサートで演奏する場合、原著物の著作者甲だけでなく二次的著作物の著作者乙の許諾を得なければならない。よって、本枝は不適切ではない。